

# 統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 27 年 2 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

# 目 次

<b>1 統計調査の承認等の状況（総括表）</b>	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	2
一般統計調査の中止	3
届出統計調査の受理	4
<b>2 基幹統計調査の承認</b>	6
社会教育調査（平成27年承認）（文部科学省）	6
作物統計調査（平成27年承認）（農林水産省）	11
<b>3 一般統計調査の承認</b>	16
社会福祉施設等調査（平成27年承認）（厚生労働省）	16
特定保険医療材料・再生医療等製品価格調査（平成27年承認）（厚生労働省）	20
民間人材ビジネス実態把握調査（平成27年承認）（厚生労働省）	22
<b>4 一般統計調査の中止</b>	23
社会医療診療行為別調査（平成27年通知）（厚生労働省）	23
森林づくり活動についての実態調査（平成27年通知）（林野庁）	25
<b>5 届出統計調査の受理</b>	26
(1) 新規	26
京都府子育てしやすい住宅・住環境の整備等に係るインターネット調査（平成27年届出）（京都府）	26
生物多様性についての市民アンケート（平成27年届出）（神戸市）	27
環境意識や環境行動などに関する調査（平成27年届出）（石川県）	28
宮城県看護職員勤務環境実態調査（平成27年届出）（宮城県）	30
効果的な経営支援に関する大阪府企業調査（平成27年届出）（大阪府）	32
入院患者調査（平成27年届出）（兵庫県）	33
堺市産業廃棄物実態調査（平成27年届出）（堺市）	34
(2) 変更	35
市民福祉に関する行動・意識調査（平成27年届出）（神戸市）	35
畜産関係調査（平成27年届出）（神戸市）	36
京都府鋳工業生産動態統計調査（平成27年届出）（京都府）	37

大阪府景気観測調査（平成 27 年届出）(大阪府)	38
岩手県生産動態統計調査（平成 27 年届出）(岩手県)	39
次世代育成支援状況に関するアンケート調査（2 次調査）(平成 27 年届出）(神戸市)	40
大阪市産業廃棄物処理実態調査（平成 27 年届出）(大阪市)	41
卒業後の状況調査付帯調査（平成 27 年届出）(鹿児島県)	43
高等学校等卒業生の卒業後の状況調査（平成 27 年届出）(静岡県)	44

〔利用上の注意〕

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」(以下、「本月報」という。)中で「指定統計」とは、改正前の統計法（昭和 22 年法律第 18 号。以下「旧統計法」という。）第 2 条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「新統計法」という。）により廃止された統計報告調整法（昭和 27 年法律第 148 号）の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。
- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあつては、第 8 条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあつては、第 24 条第 1 項又は第 25 条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第 2 条第 4 項に規定する統計をいう。旧統計法下の指定統計のうち、新統計法施行の段階（平成 21 年 4 月 1 日）で引き続き作成されていたものについては、基幹統計に移行している。
- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう。
- 8 本月報中の目次等における調査名の後ろの「平成 年承認」「平成 年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記しているものである。

## 基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
社会教育調査	文部科学大臣	<p>承認事項の変更</p> <p>調査対象の範囲等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化会館調査票について、調査票の名称を「劇場・音楽堂等調査票」に改めるとともに、調査対象の属性的範囲等を変更</li> </ul> <p>報告を求める事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会教育委員や公民館運営審議会の委員の構成に係る選択肢に「その他条例で定める者」を追加</li> <li>公民館等の運営状況に関する評価の実施状況を把握する調査項目を追加</li> <li>情報ネットワーク(ホームページ、メールマガジン、ソーシャルメディア)による情報提供方法をより詳細に把握できるよう補問の内容を変更</li> <li>公民館の耐震診断の実施状況等を把握する調査項目を追加</li> </ul> <p>等</p>	H27.2.10
作物統計調査	農林水産大臣	<p>承認事項の変更</p> <p>面積調査及び作況調査における調査方法について、従来、郵送調査のみ実施していた調査客体の一部に対し、政府統計共同利用システムを利用したオンライン調査を併用</p>	H27.2.18

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

## 一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H27.2.3	社会福祉施設等調査	厚生労働大臣
H27.2.5	特定保険医療材料・再生医療等製品価格調査	厚生労働大臣
H27.2.24	民間人材ビジネス実態把握調査	厚生労働大臣

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

## 一般統計調査の中止通知

通知年月日	統計調査の名称	実施者
H27.2.3	社会医療診療行為別調査	厚生労働大臣
H27.2.26	森林づくり活動についての実態調査	林野庁長官

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に通知された一般統計調査の中止について掲載したものである。

## 届出統計調査の受理

### (1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H27.2.2	京都府子育てしやすい住宅・住環境の整備等に係るインターネット調査	京 都 府 知 事
H27.2.2	生物多様性についての市民アンケート	神 戸 市 長
H27.2.9	環境意識や環境行動などに関する調査	石 川 県 知 事
H27.2.12	宮城県看護職員勤務環境実態調査	宮 城 県 知 事
H27.2.16	効果的な経営支援に関する大阪府企業調査	大 阪 府 知 事
H27.2.18	入院患者調査	兵 庫 県 知 事
H27.2.23	堺市産業廃棄物実態調査	堺 市 長

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(新規)について掲載したものである。

( 2 ) 変 更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H27.2.2	市民福祉に関する行動・意識調査	神 戸 市 長
H27.2.2	畜産関係調査	神 戸 市 長
H27.2.9	京都府鉱工業生産動態統計調査	京 都 府 知 事
H27.2.9	大阪府景気観測調査	大 阪 府 知 事
H27.2.13	岩手県生産動態統計調査	岩 手 県 知 事
H27.2.23	次世代育成支援状況に関するアンケート調査(2次調査)	神 戸 市 長
H27.2.25	大阪市産業廃棄物処理実態調査	大 阪 市 長
H27.2.26	卒業後の状況調査付帯調査	鹿 児 島 県 知 事
H27.2.27	高等学校等卒業者の卒業後の状況調査	静 岡 県 知 事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(変更)について掲載したものである。

## 基幹統計調査の承認

【調査名】 社会教育調査（平成27年承認）

【承認年月日】 平成27年2月10日

【実施機関】 文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室

【目的】 本調査は、社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和30年度に開始され、昭和50年度までは3年から5年ごとに実施され、それ以降は3年周期で実施されてきたものである。昭和59年度調査においては「青少年教育施設調査」及び「婦人教育施設調査」（平成14年度調査から「女性教育施設調査」に名称変更）が加えられ、昭和62年度調査においては「文化会館調査」が加えられた。また、平成20年度調査においては「生涯学習・社会教育施設等調査」（文部科学省が実施していた旧統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく統計報告の徴集）が本調査に統合されたほか、新たに「生涯学習センター調査」が加えられた。さらに、平成21年4月に統計法（平成19年法律第53号）が全面施行されたことに伴い、同法第2条第4項第3号に規定する基幹統計（社会教育調査）を作成するための基幹統計調査として位置付けられている。

【調査の構成】 1 - 社会教育行政調査票 2 - 公民館調査票 3 - 図書館調査票 4 - 博物館調査票 5 - 青少年教育施設調査票 6 - 女性教育施設調査票 7 - 体育施設調査票 8 - 劇場、音楽堂等調査票 9 - 生涯学習センター調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（社会教育調査中間報告：調査実施年度の翌年7月、社会教育調査報告書：調査実施年度の翌々年3月）

【備考】 今回の変更は、調査対象の範囲、報告を求める事項、報告を求める者、報告を求めるために用いる方法、集計事項、調査票情報の保存期間及び保存責任者等の変更である。

【調査票名】 1 - 社会教育行政調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）地方公共団体 （属性）都道府県教育委員会及び市町村教育委員会（特別区教育委員会、教育事務組合、広域連合及び共同設置の教育委員会を含む。）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,805 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）平成27年10月1日現在 （系統）文部科学省 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成27年10月1日～12月10日

【調査事項】 1. 教育委員会事務局の社会教育関係職員に関する事項、2. 社会教育委員等に関する事項、3. 社会教育関連事業の実施状況

【調査票名】 2 - 公民館調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 1. 社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条の規定に基づき設置された公民館、2. 社会教育法第42条に規定する公民館類似施設のうち、市町村が設置した施設で市町村教育委員会が所管するもの (抽出枠) 文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 公民館」名簿

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 15,399 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 平成27年10月1日現在 (系統) 文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成27年10月1日～12月10日

【調査事項】 1. 名称及び所在地、2. 施設の種別、3. 設置者及び管理者に関する事項、4. 職員に関する事項、5. 施設・設備に関する事項、6. 事業実施に関する状況、7. 施設の利用状況、8. ボランティア活動に関する事項、9. 公民館運営審議会等の設置状況、10. 運営状況に関する評価の実施状況、11. 耐震診断の実施状況

【調査票名】 3 - 図書館調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 1. 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条に規定する図書館、2. 図書館法第29条に規定する図書館同種施設のうち、地方公共団体が設置したもの (抽出枠) 文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 図書館」名簿

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 3,274 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 平成27年10月1日現在 (系統) 文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成27年10月1日～12月10日

【調査事項】 1. 名称及び所在地、2. 本館又は分館の別、3. 設置者及び管理者に関する事項、4. 職員に関する事項、5. 施設・設備に関する事項、6. 事業実施に関する事項、7. 資料の状況、8. ボランティア活動に関する事項、9. 図書館協議会等の設置状況、10. 運営状況に関する評価の実施状況

【調査票名】 4 - 博物館調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)1.博物館法第(昭和26年法律第285号)2条に規定する博物館、2.博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設、3.博物館と同種の事業を行い、博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設と同等以上の規模の施設 (抽出枠)文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 博物館」名簿及び「社会教育施設等名称ファイル 博物館類似施設」名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)5747 (博物館1262、博物館類似施設4485) (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成27年10月1日現在 (系統)文部科学省 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成27年10月1日～12月10日

【調査事項】 1.名称及び所在地、2.施設の種別、3.設置者及び管理者に関する事項、4.職員に関する事項、5.施設・設備に関する事項、6.事業実施に関する事項、7.資料の状況、8.ボランティア活動に関する事項、9.博物館協議会等の設置状況、10.運営状況に関する評価の実施状況

【調査票名】 5 - 青少年教育施設調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、あわせてその施設を青少年の利用に供する目的で、地方公共団体又は独立行政法人が設置した社会教育施設 (抽出枠)文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 青少年教育施設」名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,048 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成27年10月1日現在 (系統)文部科学省 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成27年10月1日～12月10日

【調査事項】 1.名称及び所在地、2.施設の種別、3.設置者及び管理者に関する事項、4.職員に関する事項、5.施設・設備に関する事項、6.事業実施に関する事項、7.施設の利用状況、8.ボランティア活動に関する事項、9.運営状況に関する評価の実施状況

【調査票名】 6 - 女性教育施設調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)女性又は女性教育指導者のために各種の研修又は情報提供等を行い、あわせてその施設を女性の利用に供する目的で、地方公共団体、独立行政法人又は一般社団法人・一般財団法人・

公益社団法人・公益財団法人が設置した社会教育施設（抽出枠）文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 女性教育施設」名簿

【調査方法】（選定）全数（客体数）375（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）平成27年10月1日現在（系統）文部科学省 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成27年10月1日～12月10日

【調査事項】1.名称及び所在地、2.設置者及び管理者に関する事項、3.職員に関する事項、4.施設・設備に関する事項、5.事業実施に関する事項、6.施設の利用状況、7.ボランティア活動に関する事項、8.運営状況に関する評価の実施状況

【調査票名】7 - 体育施設調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）一般の利用に供する目的で地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置した体育館、水泳プール及び運動場等のスポーツ施設（抽出枠）文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 社会体育施設」名簿及び「社会教育施設等名称ファイル 民間体育施設」名簿

【調査方法】（選定）全数（客体数）37730（社会体育施設 27469、民間体育施設 10261）（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）平成27年10月1日現在（系統）文部科学省 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成27年10月1日～12月10日

【調査事項】1.名称及び所在地、2.設置者及び管理者に関する事項、3.施設の種類、4.職員に関する事項、5.施設・設備に関する事項、6.事業実施に関する事項、7.ボランティア活動に関する事項、8.運営状況に関する評価の実施状況

【調査票名】8 - 劇場、音楽堂等調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する劇場、音楽堂等（劇場、音楽堂、文化会館、市民会館、文化センター等）で座席数300以上のホールを有するもの（抽出枠）文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 劇場、音楽堂等」名簿

【調査方法】（選定）全数（客体数）1,866（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）平成27年10月1日現

在（系統）文部科学省 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成27年10月1日～12月10日

【調査事項】1．名称及び所在地、2．設置者及び管理者に関する事項、3．職員に関する事項、4．施設・設備に関する事項、5．事業実施に関する事項、6．ボランティア活動に関する事項、7．運営状況に関する評価の実施状況

【調査票名】9 - 生涯学習センター調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）地域における生涯学習を推進するための中心機関として地方公共団体が設置した施設（抽出枠）文部科学省が保管する「社会教育施設等名称ファイル 生涯学習センター」名簿

【調査方法】（選定）全数（客体数）409（配布）郵送・オンライン（取集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）平成27年10月1日現在（系統）文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成27年10月1日～12月10日

【調査事項】1．名称及び所在地、2．設置者及び管理者に関する事項、3．職員に関する事項、4．施設・設備に関する事項、5．事業実施に関する事項、6．施設の利用状況、7．ボランティア活動に関する事項、8．運営状況に関する評価の実施状況

【調査名】 作物統計調査（平成27年承認）

【承認年月日】 平成27年2月18日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課

【目的】 本調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、作物統計（法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成することにより耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的とする。

【沿革】 昭和22年に開始し、昭和25年から指定統計調査として実施している。昭和54年には、一部調査事項について調査項目の区分及び調査期日の変更を行った。平成14年には、（1）関連する承認統計調査を含めた調査体系の整備、（2）調査対象品目の選定基準の策定、（3）調査票の統廃合、OCR化等を実施した。平成17年には、（1）作付予定面積調査及び野菜・果樹に係る予想収穫量調査の廃止、（2）てんさい・さとうきびに関する作付面積調査及び予想収穫量・収穫量調査の郵送調査化等の変更を行った。平成19年には、（1）かんしょ及び甘味資源作物（てんさい及びさとうきび）に係る予想収穫量調査の廃止、（2）耕地面積調査及び水稲に係る作付面積調査において、調査員による実測調査の導入、（3）水稲以外の作物に係る作付面積調査については農業協同組合その他の関係団体を対象に、水稲以外の作物に係る収穫量調査については関係団体及び標本経営体を対象に往復郵送化をそれぞれ実施した。統計法の全部改正に伴い、平成21年4月から基幹統計調査に移行している。

【調査の構成】 1 - 耕地面積調査 2 - 作付面積調査 3 - 作柄概況調査 4 - 予想収穫量調査 5 - 収穫量調査 6 - 被害応急調査 7 - 共済減収調査

【公表】 インターネット及び印刷物（各公表の公表予定時期については、おおむね次のとおり。1．耕地面積調査は、10月下旬、2．作付面積調査は、作物ごとにそれぞれ6月中旬～翌年の2月上旬の間、3．作柄概況調査は、7月～9月の各下旬、4．予想収穫量調査は、10月下旬、5．収穫量調査は作物ごとにそれぞれ6月中旬～翌年5月下旬までの間、6．被害応急調査は、原則として四半期ごと及び天災融資法発動の際、7．共済減収調査は、各作物ごとに調査実施後3か月以内。）

【備考】 今回の変更は、面積調査（作付面積調査）及び作況調査（収穫量調査）における調査方法について、従来、郵送調査のみ実施していた調査客体の一部に対し、政府統計共同利用システムを利用したオンライン調査を併用するものである。

【調査票名】 1 - 耕地面積調査

【調査対象】 （地域）全国 （単位）圃場 （属性）圃場

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）約40000 / 約2000000 （配

布)職員又は調査員による実測調査 ( 収集)職員又は調査員による実測調査 ( 記入)他計 ( 把握時)毎年7月15日現在 ( 系統)地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県:農林水産省 - 地方農政局、地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県:農林水産省 - 地方農政局 - 地域センター、農林水産省 - 地方農政局、北海道:農林水産省 - 北海道農政事務所 - 地域センター、農林水産省 - 北海道農政事務所、沖縄県:農林水産省 - 内閣府沖縄総合事務局 - 農林水産センター、地方農政局が所在しない都府県(沖縄県を除く.):農林水産省 - 地方農政局 - 取りまとめ地域センター - ( 地域センター)

【周期・期日】 ( 周期)年 ( 実施期日)毎年7月上旬~7月下旬

【調査事項】 1. 耕地の田畑別面積、2. 耕地の田畑別の拡張及びかい廃面積

【調査票名】 2 - 作付面積調査

【調査対象】 ( 地域)全国(作物によっては一部の地域。また、作物によっては、3年ごとに全国調査を行い、その中間年には主産県で調査を行う。)( 単位)圃場、協同組合、事業所又は企業、世帯 ( 属性)1. 圃場、2. 農業協同組合、荒茶工場、製糖会社、製糖工場、集出荷団体、集出荷業者、その他の関係団体、3. 耕地の所有者又は耕作者(農林業経営体を含む。)

【調査方法】 ( 選定)全数・無作為抽出・有意抽出 ( 客体数)7,820/26920( 水稻を除く) ( 配布)水稻(職員又は調査員による実測調査)、水稻以外の作物( 郵送・オンライン( 調査客体の一部)) ( 収集)水稻(職員又は調査員による実測調査)、水稻以外の作物( 郵送・オンライン( 調査客体の一部)) ( 記入)併用 ( 把握時)作物により、7月15日、9月1日又は収穫期 ( 系統)地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県:農林水産省 - 地方農政局 - 報告者、地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県:農林水産省 - 地方農政局 - 地域センター - 報告者、農林水産省 - 地方農政局 - 報告者、北海道:農林水産省 - 北海道農政事務所 - 地域センター - 報告者、農林水産省 - 北海道農政事務所 - 報告者、沖縄県:農林水産省 - 内閣府沖縄総合事務局 - 農林水産センター - 報告者、地方農政局が所在しない都府県(沖縄県を除く.):農林水産省 - 地方農政局 - 取りまとめ地域センター - ( 地域センター) - 報告者( 水稻については、調査員又は職員による実測調査)

【周期・期日】 ( 周期)年 ( 実施期日)水稻については、7月上旬~7月下旬。それ以外の作物については、把握時の前後の期間

【調査事項】 作物の種類別作付面積

【調査票名】 3 - 作柄概況調査

【調査対象】 (地域)全国(7月15日現在調査については、徳島県、高知県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県) (単位)圃場 (属性)圃場

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)約40000/約2000000 (配布)水稲(職員又は調査員による実測調査) (収集)水稲(職員又は調査員による実測調査) (記入)他計 (把握時)7月15日、8月15日及びもみ数確定期 (系統)地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県:農林水産省-地方農政局、地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県:農林水産省-地方農政局-地域センター、農林水産省-地方農政局、北海道:農林水産省-北海道農政事務所-地域センター、農林水産省-北海道農政事務所、沖縄県:農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター、地方農政局が所在しない都府県(沖縄県を除く.):農林水産省-地方農政局-取りまとめ地域センター-(地域センター)

【周期・期日】 (周期)年3回 (実施期日)把握時の前後の期間

【調査事項】 水稲の時期別の作柄概況

【調査票名】 4 - 予想収穫量調査

【調査対象】 (地域)全国 (単位)圃場 (属性)圃場

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)約40000/約2000000 (配布)水稲(職員又は調査員による実測調査) (収集)水稲(職員又は調査員による実測調査) (記入)他計 (把握時)毎年10月15日現在 (系統)地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県:農林水産省-地方農政局、地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県:農林水産省-地方農政局-地域センター、農林水産省-地方農政局、北海道:農林水産省-北海道農政事務所-地域センター、農林水産省-北海道農政事務所、沖縄県:農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター、地方農政局が所在しない都府県(沖縄県を除く.):農林水産省-地方農政局-取りまとめ地域センター-(地域センター)

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年10月上旬~10月中旬

【調査事項】 水稲の予想収穫量

【調査票名】 5 - 収穫量調査

【調査対象】 (地域)全国(作物によっては一部の地域。また、作物によっては、3年又は5年ごとに全国調査を行い、その中間年には主産県で調査を行う。)  
(単位)圃場、協同組合、事業所又は企業、世帯 (属性)1.圃場、2.

農業協同組合、荒茶工場、製糖会社、製糖工場、集出荷団体、集出荷業者、その他の関係団体、3. 耕地の所有者又は耕作者（農林業経営体を含む。）

【調査方法】（選定）全数・無作為抽出・有意抽出（客体数）約95000 / 約100000（配布）水稲（職員又は調査員による実測調査）水稲以外の作物（郵送・オンライン（調査客体の一部））（収集）水稲（職員又は調査員による実測調査）水稲以外の作物（郵送・オンライン（調査客体の一部））（記入）併用（把握時）作物ごとの収穫期（系統）地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省 - 地方農政局 - 報告者、地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：農林水産省 - 地方農政局 - 地域センター - 報告者、農林水産省 - 地方農政局 - 報告者、北海道：農林水産省 - 北海道農政事務所 - 地域センター - 報告者、農林水産省 - 北海道農政事務所 - 報告者、沖縄県：農林水産省 - 内閣府沖縄総合事務局 - 農林水産センター - 報告者、地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）：農林水産省 - 地方農政局 - 取りまとめ地域センター - （地域センター） - 報告者（水稲については、職員による実測調査）

【周期・期日】（周期）年（実施期日）把握時の前後の期間

【調査事項】作物の種類別収穫量（水稲にあつてはその災害種類別の被害量、果樹及び野菜にあつては出荷量を含む。花きにあつては出荷量に限る。）

【調査票名】6 - 被害応急調査

【調査対象】（地域）作物について重大な被害が発生したと認められる地域（単位）圃場（属性）圃場

【調査方法】（選定）有意抽出（配布）職員による実測調査（収集）職員による実測調査（記入）他計（把握時）農作物に重大な被害が発生したとき（系統）地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省 - 地方農政局、地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：農林水産省 - 地方農政局 - 地域センター、農林水産省 - 地方農政局、北海道：農林水産省 - 北海道農政事務所 - 地域センター、農林水産省 - 北海道農政事務所、沖縄県：農林水産省 - 内閣府沖縄総合事務局 - 農林水産センター、地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）：農林水産省 - 地方農政局 - 取りまとめ地域センター - （地域センター）

【周期・期日】（周期）年（実施期日）農作物に重大な被害が発生したと認められる場合、速やかに行う。

【調査事項】災害を受けた作物（作物について重大な災害等が発生したと認められる地域内にある作物の栽培の用に供される土地のうちから実査機関の長が選定した土地において栽培される作物）の災害種類別作付面積及び被害量

【調査票名】 7 - 共済減収調査

【調査対象】 (地域)農作物、畑作物及び果樹共済事業を実施する都道府県のうち、当該作物ごとに農林水産省統計部長が定める都道府県 (単位)圃場 (属性)圃場

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (配布)職員又は調査員による実測調査 (収集)職員又は調査員による実測調査 (記入)他計 (把握時)作物により、収穫期又は暴風雨が発生したとき (系統)地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省 - 地方農政局、地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：農林水産省 - 地方農政局 - 地域センター、農林水産省 - 地方農政局、北海道：農林水産省 - 北海道農政事務所 - 地域センター、農林水産省 - 北海道農政事務所、沖縄県：農林水産省 - 内閣府沖縄総合事務局 - 農林水産センター、地方農政局が所在しない都道府県(沖縄県を除く。): 農林水産省 - 地方農政局 - 取りまとめ地域センター - (地域センター)

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)原則として収穫期に行う。ただし、りんご、ぶどう、なし及びももについては、暴風雨が発生した場合、速やかに行う。

【調査事項】 作物(農業災害補償法第84条第1項第1号、第4号及び第6号に掲げる作物の栽培の用に供される土地のうちから当該作物の種類ごとに抽出した土地において栽培される当該作物)の種類別共済基準減収量及び当該基準減収量に係る作付面積

## 一般統計調査の承認

【調査名】 社会福祉施設等調査（平成27年承認）

【承認年月日】 平成27年2月3日

【実施機関】 厚生労働省 大臣官房統計情報部 人口動態・保健社会統計課 社会統計室

【目的】 本調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握して社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、統計報告調整法に基づく統計報告の徴集として、昭和31年に開始された。昭和60年から、精密調査（3年周期）と簡易調査（中間年）をローテーションで実施している。平成27年度は、精密調査の実施年である。

【調査の構成】 【基本票】 1 - 施設基本票（A票・B票・C票用） 2 - 施設基本票（D票・E票用） 3 - 事業所基本（F票用） 【詳細票】 4 - 保護施設・老人福祉施設・身体障害者社会参加支援施設等調査票（A票） 5 - 障害者支援施設等調査票（B票） 6 - 児童福祉施設等調査票（C票） 7 - 保育所・小規模保育事業所調査票（D票） 8 - 幼保連携型認定こども園調査票（E票） 9 - 障害福祉サービス等・障害児通所支援等事業所票（F票）

【公表】 インターネット及び印刷物（調査実施年翌年の9月下旬）

【備考】 今回の変更は、従前調査の制度改正に伴う調査票の細分化等及び報告を求める事項の変更である。

【調査票名】 1 - 施設基本票（A票・B票・C用票用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）都道府県、指定都市及び中核市（抽出枠）都道府県、指定都市及び中核市から報告を受けた全施設・事業所

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）112 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）毎年10月1日現在（項目によって、9月末日現在又は9月中の実績） （系統）厚生労働省 - 報告者（都道府県・指定都市・中核市）

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）8月下旬～10月上旬

【調査事項】 1. 施設の種類、2. 施設名、3. 所在地、4. 設置主体・経営主体、5. 定員 等

【調査票名】 2 - 施設基本票（D票・E票用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位） （属性）都道府県、指定都市及び中核市（抽出枠）道府県、指定都市及び中核市から報告を受けた全施設・事業所

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）112 （配布）オンライン （収集）オンラ

イン（記入）自計（把握時）毎年10月1日現在（項目によって、9月末日現在又は9月中の実績）（系統）厚生労働省 - 報告者（都道府県・指定都市・中核市）

【周期・期日】（周期）年（実施期日）8月下旬～10月上旬

【調査事項】1．施設の種類、2．施設名、3．所在地、4．設置主体・経営主体、5．定員、6．開所時間 等

【調査票名】3 - 事業所基本票（F票用）

【調査対象】（地域）全国（単位）（属性）都道府県、指定都市及び中核市（抽出枠）道府県、指定都市及び中核市から報告を受けた全施設・事業所

【調査方法】（選定）全数（客体数）112（配布）オンライン（収集）オンライン（記入）自計（把握時）毎年10月1日現在（項目によって、9月末日現在又は9月中の実績）（系統）厚生労働省 - 報告者（都道府県・指定都市・中核市）

【周期・期日】（周期）年（実施期日）8月下旬～10月上旬

【調査事項】1．事業の種類・事業所番号、2．経営主体 等

【調査票名】4 - 保護施設・老人福祉施設・身体障害者社会参加支援施設等調査票（A票）

【調査対象】（地域）全国（単位）（属性）生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）による老人福祉施設、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者社会参加支援施設、売春防止法（昭和31年法律第118号）による婦人保護施設、その他の社会福祉施設等（授産施設、有料老人ホーム等）（抽出枠）都道府県・指定都市及び中核市から報告を受けた基本票の全施設・事業所

【調査方法】（選定）全数（客体数）23,500（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）毎年10月1日現在（項目によって、9月末日現在又は9月中の実績）（系統）厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）9月下旬～12月上旬

【調査事項】1．在所者数、2．職種・常勤一非常勤別従事者数 等

【調査票名】5 - 障害者支援施設等調査票（B票）

【調査対象】（地域）全国（単位）（属性）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による障害者支援施設等（抽出枠）都道府県・指定都市及び中核市から報告を受けた基本票の

全施設・事業所

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)6,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在(項目によって、9月末日現在又は9月中の実績) (系統)厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1.在所者数、2.職種・常勤 - 非常勤別従事者数、3.過去1年間の退所理由・退所後の住居別退所者数、障害者支援施設の指定昼間実施サービスの有無・職種、4サービスの種類利用状況 等

【調査票名】 6 - 児童福祉施設等調査票 (C票)

【調査対象】 (地域)全国 (単位) (属性)児童福祉法(昭和22年法律第164号)による児童福祉施設(保育所を除く。)母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による母子・父子福祉施設 (抽出枠)都道府県・指定都市及び中核市から報告を受けた基本票の全施設・事業所

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)10,700 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在(項目によって、9月末日現在又は9月中の実績) (系統)厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1.在所者数、2.職種・常勤 - 非常勤別従事者、3.過去1年間の在所期間退所理由別退所者数 等

【調査票名】 7 - 保育所・小規模保育事業所調査票 (D票)

【調査対象】 (地域)全国 (単位) (属性)児童福祉法による児童福祉施設(保育所に限る。)児童福祉法による小規模保育事業所 (抽出枠)都道府県・指定都市及び中核市から報告を受けた基本票の全施設・事業所

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)25,900 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在(項目によって、9月末日現在又は9月中の実績) (系統)厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1.利用児童数、2.職種・常勤 - 非常勤別従事者数、3.過去1年間の採用 - 退職者数 等

【調査票名】 8 - 幼保連携型認定こども園調査票 (E票)

【調査対象】 (地域)全国 (単位) (属性)児童福祉法による児童福祉施設(幼保連携型認定こども園に限る。) (抽出枠)都道府県・指定都市及び中核市から報告を受けた基本票の全施設・事業所

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,100 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在(項目によって、9月末日現在又は9月中の実績) (系統)厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1.利用児童数、2.職種・常勤 - 非常勤別従事者数、3.過去1年間の採用 - 退職者数 等

【調査票名】 9 - 障害福祉サービス等・障害児通所支援等事業所票 (F票)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス等事業所、児童福祉法による障害児通所支援等事業所

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)60,300 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在(項目によって、9月末日現在又は9月中の実績) (系統)厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1.事業の種類・事業所番号、2.サービスの提供状況、3.サービスの従事者数 等

【調査名】 特定保険医療材料・再生医療等製品価格調査（平成27年承認）

【承認年月日】 平成27年2月5日

【実施機関】 厚生労働省医政局経済課

【目的】 本調査は、健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「特定保険医療材料、再生医療等製品及びそれらの購入価格（材料価格基準）」の改正の基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成7年以降、2年周期で実施している。

【調査の構成】 1 - 医療機関等用調査票 2 - 販売業者用調査票 3 - 保険薬局用調査票

【公表】 非公表

【備考】 今回の変更は、調査の名称、調査の目的、報告を求める者、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間、報告を用いる方法、報告を求める期間の変更である。

【調査票名】 1 - 医療機関等用調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）病院、一般診療所、歯科診療所及び歯科技工所 （抽出枠）医療施設動態調査名簿、歯科技工士会名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）病院：約2200/8,600 一般診療所：約1300/100000 歯科診療所：約1200/69000 歯科技工所：120/4,700 （配布）郵送 （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）調査実施年の5月1日～9月30日 （一部9月1日～9月30日） （系統）厚生労働省 - 都道府県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）2年 （実施期日）調査実施年の9月下旬

【調査事項】 1 . 特定保険医療材料・再生医療等製品のコード番号、2 . 購入単価、3 . 保険償還単位に換算した入数及び購入数量

【調査票名】 2 - 販売業者用調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）病院、一般診療所、歯科診療所、歯科技工所及び保険薬局に直接特定保険医療材料・再生医療等製品を販売する医療機器販売業者 （抽出枠）客体精密化調査名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）6,500 （配布）郵送 （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）調査実施年の5月1日～9月30日 （一部9月1日～9月30日） （系統）厚生労働省 - 都道府県・保健所設置市・特別区 - 報告者

【周期・期日】 （周期）2年 （実施期日）調査実施年の8月下旬

【調査事項】 1 . 特定保険医療材料・再生医療等製品のコード番号、2 . 販売単価、3 .

保険償還単位に換算した入数及び販売数量

【調査票名】 3 - 保険薬局用調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)保険薬局 (抽出枠)医療費の  
動向調査ファイル

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,800/54,000 (配布)郵  
送 (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)調査実施年の5  
月1日~9月30日 (一部9月1日~9月30日) (系統)厚生労働省  
- 都道府県 - 報告者

【周期・期日】 (周期)2年 (実施期日)9月下旬

【調査事項】 1 . 特定保険医療材料・再生医療等製品のコード番号、2 . 購入単価、3 .  
保険償還単位に換算した入数及び販売数量

【調査名】 民間人材ビジネス実態把握調査（平成27年承認）

【承認年月日】 平成27年2月24日

【実施機関】 厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部企画課民間人材サービス推進室

【目的】 本調査は、職業紹介事業者の民間人材ビジネスの動向や事業環境の変化等の把握・分析等を機動的に行うため、業績の変動・理由・今後の見通し、事業環境に対する認識、経営戦略の在り方、利用者（紹介先）ニーズに対する認識等、質的な分析を可能とする情報を収集し、民間人材ビジネスの活用・育成に資する施策の企画立案等に資することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 民間人材ビジネス実態把握調査 【職業紹介事業者】調査票

【公表】 インターネット（e-Stat）及び印刷物

【調査票名】 1 - 民間人材ビジネス実態把握調査 【職業紹介事業者】調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）職業安定法第30条第1項に基づく有料職業紹介事業者として厚生労働大臣の許可を受けている者及び同法第33条に基づく無料職業紹介事業者として厚生労働大臣の許可を受けている者とする。（抽出枠）平成24年職業紹介事業報告の集計結果を母集団とし、事業区分（有料と無料の2区分）の都道府県別（47区分）に層化し、無作為抽出により選定する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）約5000/17,992 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）6月1日現在 （系統）厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成27年3月16日～3月27日

【調査事項】 1. 事業所の状況、2. 事業所が行っている職業紹介事業の状況、3. 求職者からの手数料、4. 求人者からの手数料、5. 求人内容の確認、苦情処理、6. 委託募集、7. 労働者派遣事業との兼業、8. 事業所の経営状況について、9. 事業所の今後の展望等

## 一般統計調査の中止

【調査名】 社会医療診療行為別調査（平成27年通知）

【通知年月日】 平成27年2月3日

【実施機関】 厚生労働省 大臣官房統計情報部 人口動態・保健社会統計課 社会統計室

【目的】 本調査は、医療保険制度における医療の給付の受給者にかかる診療行為の内容、傷病の状況等を明らかにし、医療保険行政に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、「社会医療調査」（指定統計第79号）として昭和30年から「傷病別調査」、「診療行為別調査」の2本柱の構成で実施された。その後、「傷病別調査」は昭和32年から、「診療行為別調査」は昭和42年から政府管掌健康保険の適用分のみを調査対象とされた。昭和49年からは、傷病の傾向が把握されたこと及び類似の調査が実施されていること等により、診療行為を主体とした調査をすることとなり、指定統計としての調査を一時中止して届出統計調査とし、調査の名称も変更された。昭和53年からは、傷病も加えた調査とし、さらに昭和58年から老人保健法が施行されたことに伴い「老人医療」を区分し、昭和61年から国民健康保険、平成11年からは組合管掌健康保険も調査対象とされた。なお、本調査は、旧統計法下では「届出統計調査」として扱われてきたが、統計法の全部改正により、一般統計調査として扱われることになった。平成23年には、行政記録情報の活用により、調剤報酬明細書や医科病院に係る診療報酬明細書等が徴集対象から除外された。

【調査の構成】 1 - 社会医療診療行為別調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（毎年6月下旬（予定））

【備考】 本調査は、各都道府県の社会保険診療報酬支払基金支部（以下「支払基金支部」という。）及び国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）において、審査決定された6月審査分の診療報酬明細書及び調剤報酬明細書を対象とし、一般統計調査として実施している。平成22年調査までは、支払基金支部及び国保連合会が対象の診療報酬明細書及び調剤報酬明細書から抽出を行い、その写しを当省に提出する方法により行っていたが、平成23年調査からは、調査精度の向上及び報告者負担軽減の観点から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第16条に基づき構築された「レセプト情報・特定健診等情報データベース」（以下「NDB」という。）に蓄積されたレセプトデータも活用している。これまで、平成23年調査から「医科病院」「保険薬局」分について、平成25年調査から「医科診療所」分について、平成26年調査から「歯科病院」分についてNDBに蓄積されたレセプトデータ全数を集計客体とすることとしてきたが、今般、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する

る省令（昭和51年厚生省令第36号）によるレセプト電算化の猶予期間（平成26年度末）の終了に伴い、「歯科診療所」分のNDBへのレセプトデータの蓄積が進展することから、平成27年調査より「歯科診療所」分もNDBに蓄積されたレセプトデータ全数を集計客体とすることとする。このため、調査票情報の収集を必要としなくなることから、本調査を中止するものである。ただし、行政記録情報である、NDBに蓄積されたレセプトデータを活用し、これまでと同様の集計・公表を行う予定である。

**【調査票名】** 社会医療診療行為別調査

**【調査対象】** （地域）全国 （単位）保健・医療施設 （属性）社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会 （抽出枠）1．厚生労働省において歯科診療所を抽出 2．社会保険診療報酬支払基金支部及び国民健康保険団体連合会において、1で抽出された歯科診療所の診療報酬明細書の中から、一定割合を抽出

**【調査方法】** （選定）全数 （客体数）2 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成26年6月審査分（1か月分） （系統）厚生労働省 - 報告者

**【周期・期日】** （周期）年 （実施期日）平成26年7月上旬

**【調査事項】** 1．出生年月日、2．傷病名、3．診療実日数、4．診療行為別点数・回数等

【調査名】 森林づくり活動についての実態調査（平成27年通知）

【通知年月日】 平成27年2月26日

【実施機関】 林野庁森林整備部森林利用課

【目的】 本調査は、森林づくり活動を非営利かつ自発的に行っている団体の実態を把握し、国民参加の森林づくりの推進のための基礎資料とすることを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成9年度に調査を開始した。平成24年度に、調査名が「森林づくり活動アンケート調査」から「森林づくり活動についての実態調査」へ変更された。

【調査の構成】 1 - 森林づくり活動についての実態調査 調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（調査実施年の10月末）

【備考】 本調査は、森林づくり活動を非営利かつ自発的に行っている団体の実態を把握し、国民参加の森林づくりの推進のための基礎資料とすることを目的として、平成9年より3年毎に6回実施してきた。これまでの調査から、当初目的としていた森林づくり活動に取り組む団体の組織の形態、会員の年齢構成、会員の男女別構成、活動の目的、活動内容や活動場所の傾向、課題の把握については達成出来たため、今後当該調査を継続する必要性が乏しくなったことから、当該調査を平成24年調査をもって中止することとした。

【調査票名】 1 - 森林づくり活動についての実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）その他 （属性）森林づくり活動を非営利かつ自発的に行っている団体（抽出枠）財団法人及び社団法人（全数）、その他の団体については、組織形態別、年間延べ参加者規模別（1000人以上全数、1000人未満 無作為抽出）

【調査方法】 （選定）無作為抽出・有意抽出（客体数）980 / 3,060（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査実施年の1月1日現在。ただし、年間に係る情報を把握する事項については、調査実施年の前年の1月1日から12月31日までの1年間。（系統）林野庁 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年（実施期日）調査票の配布：調査実施年の3月中旬、調査票の回収：調査実施年の5月中旬

【調査事項】 1. 団体の概要（所在地、組織形態、会員数、会員の年齢層・構成等、スタッフの数、活動資金、活動経費）、2. 団体の活動（活動の目的・内容、参加者数、活動日数、森林整備・保全実施面積、計画の樹立状況）、3. 団体の活動場所（活動場所の所有者、所有者との取り決め内容）、4. 団体の活動における課題等

## 届出統計調査の受理

### (1) 新規

【調査名】 京都府子育てしやすい住宅・住環境の整備等に係るインターネット調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年2月2日

【実施機関】 京都府健康福祉部少子化対策課

【目的】 本調査は、京都府内における子育てしやすい住宅及び住環境を整備する際、府内在住の子育て世帯の視点に立った整備を行う必要があり、子育て世帯のニーズを把握して、子育てしやすい住宅及び住環境の整備をする際の参考にすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 京都府子育てしやすい住宅・住環境の整備等に係るインターネット調査票

【調査票名】 1 - 京都府子育てしやすい住宅・住環境の整備等に係るインターネット調査票

【調査対象】 （地域）京都府全域 （単位）世帯 （属性）京都府民（20～49歳の12歳以下の子どもをもつ子育て世帯（妊娠している人も含む））（抽出枠）実施を委託する業者のインターネットモニター登録者

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1000人 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）調査票記入日現在 （系統）京都府 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成27年2月上旬頃

【調査事項】 1. 属性項目、2. 子育てしやすい住宅・住環境全般に関して重要だと思う条件、3. 子育てしやすい住宅に関して重要だと思う条件、4. 子育てしやすい住環境に関して重要だと思う条件、5. 子育て期間中に子どもが経験した事故、6. 現在の住居からの住み替えに関する事項、7. 子育てしやすい住宅・住環境に関して行政に求めること

【調査名】 生物多様性についての市民アンケート（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年2月2日

【実施機関】 神戸市環境局環境評価共生推進室

【目的】 本調査は、生物多様性神戸プラン2020改定のために市民の意識や施策への要望等を確認し、これらをプラン改定の基礎資料として活用することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 生物多様性についての市民アンケート票

【調査票名】 1 - 生物多様性についての市民アンケート票

【調査対象】 （地域）市内全域 （単位）個人 （属性）20歳以上 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,000 / 1280000人 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成27年1月下旬 （系統）神戸市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）不定期 （実施期日）平成27年2月中旬

【調査事項】 1 . 生物多様性に関わる知識の認知度、2 . 生物多様性保全活動への参加状況等

【調査名】 環境意識や環境行動などに関する調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年2月9日

【実施機関】 石川県環境部環境政策課

【目的】 本調査は、石川県内の県民、企業及び環境保全活動団体の環境意識や環境行動などを把握し、環境の保全に関する施策の一層の推進を図るとともに今後の環境政策の方向性の検討を行うことを目的とする。

【調査の構成】 1 - 環境意識や環境行動などに関する調査 調査票（一般県民） 2 - 環境意識や環境行動などに関する調査 調査票（県内企業） 3 - 環境意識や環境行動などに関する調査 調査票（環境保全活動団体）

【調査票名】 1 - 環境意識や環境行動などに関する調査 調査票（一般県民）

【調査対象】 （地域）石川県全域 （単位）個人 （属性）一般県民 （抽出枠）県内19市町の住民基本台帳の中から無作為抽出

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000 / 115,969人 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成27年1月1日現在 （系統）石川県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成27年2月26日（木）～3月16日（月）

【調査事項】 1.性別、2.年齢、3.住所、4.世帯人数、5.関心のある環境課題、6.環境に関する満足の程度、7.環境活動への意識、8.地球温暖化対策、9.生物多様性の保全等

【調査票名】 2 - 環境意識や環境行動などに関する調査 調査票（県内企業）

【調査対象】 （地域）石川県全域 （単位）事業所 （属性）企業 （抽出枠）「平成24年経済センサス 活動調査」の業種別構成比等を基に無作為抽出

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,000 / 14,900 事業所 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成27年1月1日現在 （系統）石川県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成27年2月20日（金）～3月6日（金）

【調査事項】 1.環境配慮活動への取組状況、成果、課題及び行政等への要望等、2.環境ビジネスに関する取組内容、課題及び行政等への要望等、3.他の主体との連携した活動の内容、課題及び行政等への要望等

【調査票名】 3 - 環境意識や環境行動などに関する調査 調査票（環境保全活動団体）

【調査対象】 （地域）石川県全域 （単位）団体 （属性）環境保全活動団体 （抽出

枠) 公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議賛助・正会員団体  
及びいしかわ版里山づくりISO認証団体一覧

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)200/376 団体 (配布)郵送 (取  
集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成27年1月1日現在 (系統)石  
川県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成27年2月20日(金)~3月6  
日(金)

【調査事項】 1.環境保全活動の内容、課題及び行政等への要望等、2.他の主体との  
連携した活動の内容、課題及び行政等への要望等 など

【調査名】 宮城県看護職員勤務環境実態調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年2月12日

【実施機関】 宮城県保健福祉部医療整備課

【目的】 本調査は、宮城県内の医療機関、訪問看護ステーション、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設で働く看護職の勤務環境及び職業選択・離職等の実態を調査し、看護師不足の本質的原因を解明し、勤務環境の在り方及び有効な看護師確保対策を明らかにすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 宮城県看護職員勤務環境実態調査 調査票（施設管理者用） 2 - 宮城県看護職員勤務環境実態調査 調査票（看護職員用）

【調査票名】 1 - 宮城県看護職員勤務環境実態調査 調査票（施設管理者用）

【調査対象】 （地域）宮城県全域 （単位）事業所 （属性）医療介護サービスの提供主体（抽出枠）母集団名簿：保健師・助産師・看護師・准看護師業務従事者届集計結果（平成24年12月末時点）を基に一部新設廃止施設を増減したもの

【調査方法】 （選定）全数（客体数）県内病院（142）、診療所（1651）、訪問看護ステーション（119）、介護老人福祉施設（144）及び介護老人保健施設（51）の施設管理者（2107）（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成27年2月20日から同年3月13日までの間の1日（系統）宮城県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成27年2月20日～同年3月13日

【調査事項】 1．基本情報（施設概要、看護部門の位置付け、看護職員数（雇用形態含む）、勤務体制等）、2．医療安全対策、研修体系、能力開発・キャリアアップ体制等、3．看護職員確保対策・定着対策、4．看護職員確保率、離職状況、5．給与体系、福利厚生、夜勤状況、年休取得状況

【調査票名】 2 - 宮城県看護職員勤務環境実態調査 調査票（看護職員用）

【調査対象】 （地域）宮城県全域 （単位）個人（属性）看護職員（抽出枠）母集団名簿：保健師・助産師・看護師・准看護師業務従事者届集計結果（平成24年12月末時点）を基に一部新設廃止施設を増減したもの

【調査方法】 （選定）全数（客体数）看護職員（約25000）（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成27年2月20日から同年3月13日までの間の1日（系統）宮城県 - 民間事業者 - 調査対象施設 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成27年2月20日～同年3月13日

日

- 【調査事項】 1．基本情報（年齢、性別、居住地、勤務場所、勤務年数、通勤方法等）、  
2．勤務状況（労働時間、夜勤、教育体制等）、3．職業選択理由、現在の  
業務及び職場に対する意識、4．離職の有無、離職時の年齢、離職理由等、  
5．給与、福利厚生の実態及び要望、6．ナースセンター及び人材派遣会社  
利用状況、7．訪問看護に対する意識

【調査名】 効果的な経営支援に関する大阪府企業調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年2月16日

【実施機関】 大阪府商工労働部中小企業支援室ものづくり支援課

【目的】 本調査は、企業側の経営課題に対する取り組み状況と、公的支援策の活用状況について、大阪府内ものづくり中小企業に対し、経営課題やそれに応じた支援策へのニーズなどを調査し実態を把握するとともに、別途行う支援機関調査の内容と比較検証することで、支援者と被支援者の両方の立場から支援のあり方を考察することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 効果的な経営支援に関する大阪府企業調査票

【調査票名】 1 - 効果的な経営支援に関する大阪府企業調査票

【調査対象】 （地域）大阪府全域 （単位）企業 （属性）大阪府内に本社が存在する企業で、製造業に属する、企業常用雇用者数10名以上300名以下の企業（大企業子会社、上場企業子会社又は食品加工業を除く）（抽出枠）大阪府商工労働部所管「東京商工リサーチ企業情報」に登録された前記「属性的範囲」に該当する企業の全数

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）15,224 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成27年3月1日 （系統）大阪府 研究代表者（明治大学商学部教授竹村正明）の選定する民間等調査業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成27年3月16日～3月31日

【調査事項】 1. 企業概要と経営実績について、2. 経営課題解決に向けた取組みについて、3. 企業経営志向について

【調査名】 入院患者調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年2月18日

【実施機関】 兵庫県健康福祉部健康局医務課企画調整班

【目的】 本調査は、平成28年4月の兵庫県保健医療計画の一部改定に当たり、基準病床数の算定のため、県民の受療動向に関する基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 入院患者調査票

【調査票名】 1 - 入院患者調査票

【調査対象】 （地域）兵庫県全域 （単位）病院 （属性）病院及び有床診療所 （抽出枠）平成26年兵庫県病院名簿及び有床診療所リスト

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）病院 352、有床診療所 238 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成27年3月3日（火）（予定） （系統）兵庫県 - 県医師会 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成27年2月下旬～3月20日（金）

【調査事項】 1．入院患者の性別、2．年齢、3．住所地、4．疾病分類、5．診療科等

【調査名】 堺市産業廃棄物実態調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年2月23日

【実施機関】 堺市環境保全部環境対策課

【目的】 本調査は、産業廃棄物を排出する事業者を対象に、現況の堺市域の産業廃棄物の発生及び処理の状況を把握し、またこれらに関する将来予測を行うことにより、「堺市循環型社会づくり計画」の進行管理に用いるとともに、次期計画の策定における基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 産業廃棄物処理実態調査票

【調査票名】 1 - 産業廃棄物処理実態調査票

【調査対象】 （地域）堺市全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類における産業大分類、「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業・郵便業」「卸売業、小売業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業（従業員50人以上の事業所）」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育・学習支援業」「医療、福祉」「サービス業（他に分類されないもの）」の事業所のうち、大分類または中分類ごとに従業員数規模により調査対象事業所を定める。（抽出枠）産業大分類・中分類、従業者の規模により、全数または無作為抽出。

【調査方法】 （選定）全数・無作為抽出 （客体数）1,400 / 9,100 事業所  
（配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年の4月1日から調査実施年の3月31日まで （系統）市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（原則5年） （実施期日）調査実施年の4月中旬～5月末頃

【調査事項】 1 . 事業活動によって発生した産業廃棄物の名称、2 . 発生量、3 . 処理・処分の状況等

( 2 ) 変更

【調査名】 市民福祉に関する行動・意識調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年2月2日

【実施機関】 神戸市保健福祉局計画調整課

【目的】 本調査は、神戸市市民福祉総合計画策定のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 市民福祉に関する行動・意識調査票

【備考】 今回の変更は、名称、報告者の数、報告をを求める事項及びその基準となる期間又は期間並びに報告をを求める期間の変更である。

【調査票名】 1 - 市民福祉に関する行動・意識調査票

【調査対象】 （地域）市内全域 （単位）個人 （属性）20歳以上の神戸市民（抽出枠）住民基本台帳、外国人登録台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）5,000 / 128,216人 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成27年3月1日 （系統）神戸市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）不定期 （実施期日）平成27年2月下旬～3月下旬

【調査事項】 1．フェイス項目、2．日常生活上の不安に関する事項、3．地域とのかわりに関する事項、4．福祉施策やサービスに関する事項、5．ボランティア活動に関する事項、6．医療に関する事項、7．人権問題に関する事項

【調査名】 畜産関係調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年2月2日

【実施機関】 神戸市産業振興局農政部農業振興センター

【目的】 本調査は、畜産農家の飼養、経営動向を把握し、畜産行政・指導の資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 肉用牛調査票 2 - 乳用牛調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間の変更である。

【調査票名】 1 - 肉用牛調査票

【調査対象】 （地域）市内全域 （単位）農家 （属性）肉牛農家 （抽出枠）畜産農家及び畜産專業者に関する市保有データ

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）19 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）他計 （把握時）2月1日現在又は調査前年の1年間の実績 （系統）神戸市 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）2月1日～2月15日

【調査事項】 1. 品種・年齢別頭数（2月1日現在）、2. 肉用牛の導入と出荷状況（調査前年の1年間の実績）、3. 今後の経営、4. 後継者の状況、5. WCSの利用状況、6. 経営の課題、7. 市及び団体に対する要望、その他指摘事項

【調査票名】 2 - 乳用牛調査票

【調査対象】 （地域）市内全域 （単位）農家 （属性）乳牛農家 （抽出枠）畜産農家及び畜産專業者に関する市保有データ

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）36 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）他計 （把握時）2月1日現在又は調査前年の1年間の実績 （系統）神戸市 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）2月1日～2月15日

【調査事項】 1. 状態別飼育頭数（2月1日現在）、2. 家畜排せつ物の処理方法及び処理方法別の数値、3. 今後の経営、4. 後継者の状況、5. 飼育作物の利用方法、6. WCSの利用状況、7. 経営の課題、8. 市及び団体に対する要望、その他指摘事項

【調査名】 京都府鋳工業生産動態統計調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年2月9日

【実施機関】 京都府政策企画部企画統計課

【目的】 本調査は、京都府における鋳工業生産の状況を把握し、府鋳工業指数作成のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 京都府鋳工業指数用調査票

【備考】 今回は、調査対象の範囲及び報告を求めるために用いる方法の変更である。

【調査票名】 1 - 京都府鋳工業指数用調査票

【調査対象】 （地域）京都府全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類による製造業を営む事業所のうち、要領で指定した品目を製造する事業所及び要領で指定した品目の生産動態を集計する機関 （抽出枠）工業統計調査準備調査名簿から、品目ごとに、出荷額の上位事業所のうち、継続的な報告が可能である事業所を選定。また、京都府中小企業団体名簿から、品目ごとに、生産動態を集計する機関のうち、継続的な報告が可能である機関を選定。

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）事業所44 / 4100、機関4 / 100 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月末日 （系統）京都府政策企画部企画統計課 - 報告者

【周期・期日】 （周期）毎月 （実施期日）翌々月10日

【調査事項】 1 . 月間生産高の数量及び金額、2 . 月間出荷高の数量及び金額、3 . 月末在庫高の数量

【調査名】 大阪府景気観測調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年2月9日

【実施機関】 大阪府商工労働部商工労働総務課

【目的】 本調査は、四半期ごとの大阪府内民営事業所の景気動向を広く府民に公表するとともに、大阪府商工労働行政の施策立案の基礎資料にするために調査を行うことを目的とする。

【調査の構成】 1 - 大阪府景気観測調査票

【備考】 今回は、報告を求める事項の変更である。

【調査票名】 1 - 大阪府景気観測調査票

【調査対象】 （地域）大阪府内全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」「製造業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売、小売業」「不動産業、物品賃貸業」「宿泊業、飲食サービス業」及び中分類「専門サービス業（他に分類されないもの）」「広告業」「技術サービス業（他に分類されないもの）」「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「廃棄物処理業」「自動車整備業」「機械等修理業（別掲を除く）」「職業紹介・労働者派遣業」「その他の事業サービス業」に属し、単独および本所・本社・本店の民営事業所（抽出枠）事業所母集団データベースを用い、属性的範囲であげた業種ごとに、当該業種中に所在する単独および本所・本社・本店の民営事業所から無作為抽出する層化二段抽出により選定する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）6,500/302,544 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施四半期の実績見込み（一部、次の四半期の予定） （系統）大阪府 - 報告者

【周期・期日】 （周期）四半期（平成26年2月調査以降） （実施期日）提出期限は、5月、8月、11月、2月のそれぞれ翌月中旬

【調査事項】 1. 每期共通するもの （1）事業所概要（業種、業態、従業員規模） （2）今期の業況判断（前期比、前年同期比） （3）来期の業況判断（見込み） （4）出荷・売上高、 （5）製・商品、サービス、請負等の単価、 （6）原材料、部品等の価格、 （7）営業利益水準、営業利益判断、 （8）雇用状況、 （9）来期の雇用予定人員、 （10）資金繰り、 （11）設備投資、 2. 各期で個別に調査する項目 （4）1 - 3月期 ア. 26年度採用実績（平成25年度と比較）と27年度の採用予定（26年度と比較）、イ. 採用における機関等の活用状況

【調査名】 岩手県生産動態統計調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年2月13日

【実施機関】 岩手県政策地域部調査統計課

【目的】 本調査は、岩手県内における鉱工業生産動向を早期かつ総合的に把握し、産業経済振興の基礎資料とするため「岩手県鉱工業生産指数」を毎月作成・公表しているが、経済産業省生産動態統計調査において本県で対象となっていない品目があることから、その実態について把握することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 岩手県生産動態統計調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求める者及び報告を求める期間である。

【調査票名】 1 - 岩手県生産動態統計調査票

【調査対象】 （地域）岩手県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類（平成19年11月改定）の大分類中、C - 鉱業，採石業，砂利採取業、E - 製造業に属する事業所のうち、調査指定品目を生産する事業所及び岩手県鉱工業生産指数を作成するために必要となる参考品目を扱う団体・行政機関（抽出枠）平成22年工業統計調査の結果から、製造品出荷額の多い事業所を有意抽出する。

【調査方法】 （選定）調査指定品目：有意抽出、参考品目：全数 （客体数）調査指定品目：31品目 50 / 700事業所、参考品目：5品目 4団体、6品目 4行政機関 （配布）調査員・郵送 （収集）調査員・郵送 （記入）自計（把握時）毎月末日現在 （系統）岩手県 - （統計調査員） - 報告者

【周期・期日】 （周期）毎月（平成27年4月調査以降）（実施期日）翌月10日（調査員経由は翌月5日まで）

【調査事項】 1．生産品の月間生産高及び月間出荷高並びに月末在庫高、2．原材料の月間受入高、月間投入高、月間消費高及び他工場への引渡高並びに月末在庫高、3．月末現在従業者数

【調査名】 次世代育成支援状況に関するアンケート調査(2次調査)(平成27年届出)

【受理年月日】 平成27年2月23日

【実施機関】 神戸市保健福祉局計画調整課

【目的】 本調査は、神戸市内における、仕事と子育ての両立に必要な雇用環境の整備の状況を把握し、神戸市次世代育成支援対策推進行動計画(後期計画)の進捗状況の検証の基礎資料を得ることを目的として実施するものである。

【調査の構成】 1 - 次世代育成支援状況に関する企業アンケート調査票(2次調査)

【備考】 今回の変更は、報告を求める者、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間並びに報告を求める期間の変更である。

【調査票名】 1 - 次世代育成支援状況に関する企業アンケート調査票(2次調査)

【調査対象】 (地域)神戸市全域 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類のうち「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・研究サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」に属する従業員101人以上の民営事業所(抽出枠)事業所母集団情報(平成25年次フレーム)から選定し、全数を対象とする。

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)840 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成27年3月1日 (系統)神戸市 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)平成27年3月1日~平成27年3月31日

【調査事項】 1. 主要な業種、従業員数及び従業員の男女構成比に関する事項、2. 育児休業制度等、仕事と子育ての両立に必要な雇用環境の整備状況に関する事項、3. 将来的な少子化対策の考え、4. 少子化対策を推進するために行政に望むこと

【調査名】 大阪市産業廃棄物処理実態調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年2月25日

【実施機関】 大阪市環境局環境管理部環境管理課

【目的】 本調査は、産業廃棄物を排出する事業者を対象にアンケート調査を行うことなどにより、現況の大阪市域の産業廃棄物の発生及び処理状況を把握し、またこれらに関する将来予測を行うことにより、現行の大阪市産業廃棄物処理指導方針の状況を確認するとともに、処理指導方針の時点修正を含め改定のための基礎資料とする。

【調査の構成】 1 - 大阪市産業廃棄物処理実態調査票（建設業） 2 - 大阪市産業廃棄物処理実態調査票（建設業以外） 3 - 大阪市産業廃棄物処理実態調査票（上水道業） 4 - 大阪市産業廃棄物処理実態調査票（下水道業）

【備考】 今回は、調査対象の目的、調査対象の範囲、報告を求める者、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間、報告を求める期間の変更である。

【調査票名】 1 - 大阪市産業廃棄物処理実態調査票（建設業）

【調査対象】 （地域）大阪市内全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」に属する事業所 （抽出枠）平成24年経済センサス - 活動調査による事業所名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,569 / 9,748 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年度1年間 （系統）大阪市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成27年4月下旬～7月下旬

【調査事項】 1. 事業所の概要、2. 元請工事の有無、3. 工事实績、4. 産業廃棄物等の発生の有無、5. 工事現場で発生した廃棄物等の発生量、6. 工事現場又は自社での中間処理、7. 自社処分・処分再利用、委託処理、8. 委託中間処理、9. 自社・委託での資源化

【調査票名】 2 - 大阪市産業廃棄物処理実態調査票（建設業以外）

【調査対象】 （地域）大阪市内全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「鉱業、採石業、砂利採取業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、中分類「通信業」、「新聞業」、「出版業」、「運輸業」、大分類「卸売業、小売業」、中分類「物品賃貸業」、「学術・開発研究機関」、小分類「写真業」、大分類「宿泊業、飲食サービス業」、小分類「洗濯業」、「高等教育機関」、大分類「医療、福祉」、中分類「自動車整備業」に属する事業所のうち、従業員規模により、調査対象事業所を定める。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）5,139 / 31,149 （配布）郵

送（取集）郵送（記入）自計（把握時）調査実施年の前年度1年間（系統）大阪市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成27年4月下旬～7月下旬

【調査事項】1. 事業所の概要、2. 事業内容、3. 事業の概要、4. 産業廃棄物等の発生の有無、5. 自社で発生した廃棄物等の発生量、6. 自社での中間処理、7. 自社処分・処分再利用、委託処理、8. 委託中間処理、9. 自社・委託での資源化

【調査票名】3 - 大阪市産業廃棄物処理実態調査票（上水道業）

【調査対象】（地域）大阪市内全域（単位）事業所（属性）日本標準産業分類に掲げる小分類「上水道業」に属する事業所（抽出枠）平成24年経済センサス - 活動調査による事業所名簿

【調査方法】（選定）全数（客体数）2月2日（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）調査実施年を含む向こう5年間（各年度1年間）（系統）大阪市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成27年4月下旬～7月下旬

【調査事項】1. 上水道事業所の給水量、給水能力、給水人口、2. 自社で発生した廃棄物等の発生量、3. 自社での中間処理、4. 自社処分・処分再利用、委託処理、5. 委託中間処理

【調査票名】4 - 大阪市産業廃棄物処理実態調査票（下水道）

【調査対象】（地域）大阪市内全域（単位）事業所（属性）日本標準産業分類に掲げる小分類「下水道業」に属する事業所（抽出枠）平成24年経済センサス - 活動調査による事業所名簿

【調査方法】（選定）全数（客体数）19 / 19（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）調査実施年を含む向こう5年間（各年度1年間）（系統）大阪市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成27年4月下旬～7月下旬

【調査事項】1. 下水道事業所の処理水量、処理能力、処理人口、2. 自社で発生した廃棄物等の発生量、3. 自社での中間処理、4. 自社処分・処分再利用、委託処理、5. 委託中間処理

【調査名】 卒業後の状況調査付帯調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年2月26日

【実施機関】 鹿児島県企画部統計課

【目的】 本調査は、文部科学省で実施している、学校基本調査（基幹統計調査）に付帯して、本県における高等学校を卒業した者について、学校基本調査の調査事項の詳細を調査することにより、県の行政事務に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 卒業後の状況調査付帯調査票（A票） 2 - 卒業後の状況調査付帯調査票（B票）

【備考】 今回の変更は、文部科学省所管「学校基本調査」調査票の様式変更に伴う関連項目の変更である。

【調査票名】 1 - 卒業後の状況調査付帯調査票（A票）

【調査対象】 （地域）鹿児島県全域 （単位）高等学校 （属性）鹿児島県内すべての高等学校（通信制の課程は除く。）（抽出枠）鹿児島県内の、通信制の課程は除いたすべての高等学校

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）93 （平成26年5月現在）（配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年5月1日現在 （系統）鹿児島県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年5月1日現在

【調査事項】 1. 名称及び所在地、2. 設置者及び本校又は分校の別、3. 学科別の卒業生、4. 学科別の卒業生の大学等への進学及び入学志願状況、5. 学科別の卒業生の就職状況

【調査票名】 2 - 卒業後の状況調査付帯調査票（B票）

【調査対象】 （地域）鹿児島県全域 （単位）高等学校 （属性）鹿児島県内すべての高等学校（通信制の課程は除く。）（抽出枠）鹿児島県内の、通信制の課程は除いたすべての高等学校

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）93 （平成26年5月現在）（配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年5月1日現在 （系統）鹿児島県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年5月1日現在

【調査事項】 1. 学校名、2. 学校種別、3. 設置者別、4. 本校分校、5. 学科別、6. 課程別、7. 男女別・産業分類別・都道府県別就職者数

【調査名】 高等学校等卒業者の卒業後の状況調査（平成27年届出）

【受理年月日】 平成27年2月27日

【実施機関】 静岡県教育委員会 事務局 教育政策課

【目的】 本調査は、静岡県内の高等学校及び特別支援学校高等部の卒業者について、卒業後の状況を明らかにし、教育行政施策上の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 高等学校等卒業者の卒業後の状況調査 当年卒用調査票 2 - 高等学校等卒業者の卒業後の状況調査 過年卒用調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求める者、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間の変更である。

【調査票名】 1 - 高等学校等卒業者の卒業後の状況調査 当年卒用調査票

【調査対象】 （地域）静岡県全域 （単位）学校 （属性）静岡県内の公・私立高等学校及び国・公・私立特別支援学校高等部本科（抽出枠）静岡県が所管する資料により作成した、同県内に所在する全ての公・私立高等学校及び国・公・私立特別支援学校等部本科のリスト

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）169 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年5月1日現在 （系統）静岡県教育委員会 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年4月中旬～5月中旬まで

【調査事項】 1．卒業者総数、2．大学等志願者数、3．大学等進学者数、4．専修学校進学者数及び専修学校等入学者数、5．公共職業能力開発施設等入学者数、6．就職者数（正規の職員等、正規の職員等でない者の別）、7．左記以外の者（海外留学、進学準備、家事手伝等の別）、8．不詳・死亡者数

【調査票名】 2 - 高等学校等卒業者の卒業後の状況調査 過年卒用調査票

【調査対象】 （地域）静岡県全域 （単位）学校 （属性）静岡県内の公・私立高等学校及び国・公・私立特別支援学校高等部本科（抽出枠）静岡県が所管する資料により作成した、同県内に所在する全ての公・私立高等学校及び国・公・私立特別支援学校等部本科のリスト

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）169 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年5月1日現在 （系統）静岡県教育委員会 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年4月中旬～5月中旬まで

【調査事項】 1．卒業者総数、2．大学等志願者数、3．大学等進学者数